

令和5年度採用 松野町職員採用試験の実施について

松野町では令和5年4月1日採用の職員を募集します。

1 採用予定人員及び職務内容

番号	職 種	採用予定人員	職務内容
①	事務職	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事する。
②	技師	1名	本庁又は出先機関に勤務し、土木施工管理等技術的業務その他一般事務に従事する。
③	看護師	1名	診療所等に勤務し、看護業務に従事する。
④	看護師 (職務経験者)		
⑤	保健師	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、保健師としての専門業務その他一般事務に従事する。
⑥	保健師 (職務経験者)		
⑦	管理栄養士	1名	本庁又は出先機関に勤務し、管理栄養士としての専門業務その他一般事務に従事する。
⑧	保育士	3名	保育園に勤務し、保育業務に従事する。
⑨	保育士 (職務経験者)		

2 受験資格

下記(1)の職種区分ごとの受験資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者

(1) 受験資格

番号	職 種	受験資格
①	事務職	① 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ② 高校卒業以上又は高校卒業と同程度の学力を有すると認められる者
②	技師	① 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ② 高校卒業以上又は高校卒業と同程度の学力を有すると認められる者で、「土木」の専門課程を修了した者
③	看護師	① 平成5年4月2日以降に生まれた者 ② 看護師資格(准看護師は不可)を有する者又は令和5年3月末までにこの免許を取得する見込みの者
④	看護師 (職務経験者)	① 昭和63年4月2日以降に生まれた者 ② 看護師資格(准看護師は不可)を有し、令和4年7月末までの直近10年中、看護師としての職務経験が通算3年以上ある者

⑤	保健師	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保健師資格を有する者又は令和 5 年 3 月末までにこの資格を取得する見込みの者
⑥	保健師 (職務経験者)	① 昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保健師資格を有し、令和 4 年 7 月末までの直近 10 年中、保健師としての職務経験が通算 3 年以上ある者
⑦	管理栄養士	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれたもの ② 管理栄養士資格を有する者又は令和 5 年 3 月末までにこの資格を取得する見込みの者
⑧	保育士	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保育士資格を有する者又は令和 5 年 3 月末までにこの資格を取得する見込みの者
⑨	保育士 (職務経験者)	① 昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保育士資格を有し、令和 4 年 7 月末までの直近 10 年中、保育士としての職務経験が通算 3 年以上ある者

※職員自らが地域協働の担い手として活動するために、松野町内に居住することを推奨しております。

(2) 欠格事項

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

3 試験の日時・会場及び内容

(1) 一次試験

【日時】 令和 4 年 9 月 18 日 (日) 午前 9 時から

【会場】 松野町役場 本庁

【内容】

番号	職種	試験内容		
①	事務職	教養試験	事務適性検査	性格特性検査 職場適応性検査
②	技師		看護師適性検査	
③	看護師		保健師専門試験	
⑤	保健師		栄養士専門試験	
⑦	管理栄養士		保育士専門試験	
⑧	保育士			

○職務経験者枠

番号	職種	試験内容	
④	看護師	社会人基礎試験	看護師適性検査
⑥	保健師		保健師専門試験
⑨	保育士		保育士専門試験

(2) 二次試験

【日時】 令和4年10月中旬予定

【会場】 松野町役場 本庁

【内容】 作文、面接

※詳細は一次試験合格者に個別に通知します。

4 受験申し込み手続き

(1) 提出書類

- ① 松野町職員採用試験申込書（総務課備え付け・写真貼付）（町 HP からダウンロード可）
- ② 最終学校卒業証明書または卒業見込証明書
- ③ 看護師・保健師・管理栄養士・保育士については、免許資格証の写し又は資格取得見込み証明書

(2) 提出先

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地
松野町役場 総務課人事係

封筒の表に必ず「受験申込書在中」と朱書きし、裏面に氏名を明記してください。

(3) 受付期間

令和4年7月4日（月）から令和4年8月19日（金）までの執務時間中
（郵送の場合、令和4年8月19日（金）必着）

5 申し込み時の注意事項

- (1) 複数の職種に重複して申し込むことはできません。
- (2) 試験の結果が一定の基準に達しない場合は、最終合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。
- (3) 職務経験（看護師・保健師・保育士）について
 - ・ 職務経験には、正規、非正規は問いませんが、一事業所において概ね週 30 時間以上の勤務時間で6月以上継続して就業していた期間が該当します。
 - ・ 複数の職務経験がある場合は通算することができます。ただし、同一期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が6月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して6月となる場合は、その期間を通算することができます。
 - ・ 休暇、休業、退職等のため、連続して1月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験に通算できません。
- (4) 提出書類の記載事項等に不備のある場合は、書類をお返しすることがありますが、このために生じた申し込みの遅延などには責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- (5) この受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。

(6)受験資格がないこと、提出書類の記載事項が正しくないことが判明したときは、合格や採用を取り消すことがあります。また、最終合格者の方で、令和5年3月31日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、採用を取り消します。

6 給与等

給与は、松野町一般職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）等の規定により支給されます。条件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※初任給は、職歴及び学歴等に応じて、一定の基準に基づき決定します。

7 その他（問合せ・照会等）

受験手続きその他不明な点は総務課人事係までお問い合わせください。

[TEL:0895-42-1111](tel:0895-42-1111)

ホームページもご覧ください。

[URL:https://www.town.matsuno.ehime.jp/site/saiyou/](https://www.town.matsuno.ehime.jp/site/saiyou/)